

# 経営相談 Q & A

## 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〈一般型〉」の新型コロナウイルス感染症対応措置について

### Q

私は専門食品の小売店を経営する中小企業の代表者（従業員6名）です。ものづくり補助金を活用し1,000万円程度をかけてEコマース事業を立ち上げることを検討しています。本年の3次締切分（令和2年8月3日締切）では、新型コロナウイルス感染症対応に関する優遇措置があるようです。これについて、教えてください。

### A

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下、「ものづくり補助金」という。）〈一般型〉」は新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）拡大に伴い、本年の2次締切分（令和2年5月20日締切済）と3次締切分で前回までの通常枠に加え、感染症対応の「特別枠」などさまざまな優遇措置が追加されました。いわゆる「3密」を避けるなど感染症対策を行った場合「特別枠」などの措置が適用されるという考え方です。ご質問についてこれらの優遇措置を中心にご説明します。

#### ■ものづくり補助金の制度概要

まず、ものづくり補助金〈一般型〉の通常枠については右表のとおりです。補助額や事業計画策定の考え方に関しては従前と変わりません。

#### ■〈一般型・通常枠〉の改定内容

通常枠に加えられた点は次の通りです。

##### （1）「特別枠」の申請要件

次の3種類の類型に該当する場合は「特別枠」として優遇が受けられます。

##### OA 類型：サプライチェーンの毀損への対応

製品供給継続のための設備投資等

##### OB 類型：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔サービスに必要な投資

##### OC 類型：テレワーク環境の整備

テレワークに必要なシステム構築等

表 ものづくり補助金〈一般型・通常枠〉の概要

補助金額	100万円～1,000万円
補助率	中小企業者 1/2 小規模企業者・小規模事業者 2/3
補助要件	以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ア. 付加価値額+3%以上/年平均 イ. 給与支給総額+1.5%以上/年平均 ウ. 事業場内最低賃金≥地域別最低賃金+30円
締切のスケジュール	<第3次>令和2年8月3日 <第4次>令和2年11月頃 <第5次>令和3年2月頃
補助対象経費	機械装置（※）・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費 ・必ず1つ以上単価50万円（税抜）以上の機械装置等の設備投資が必要。
加点項目	①成長性加点 ②政策加点 ③災害等加点 ④賃上げ加点 等

##### （2）通常枠と比較した「特別枠」のメリット

①通常枠が1/2である補助率が拡大になります。

ア. A 類型：2/3へ拡大

イ. B 類型又はC 類型：3/4へ拡大

イの要件は補助対象経費（事業再開枠を除く）の1/6以上がB類型又はC類型に合致する投資であること

## ②優先採択

特別枠で不採択になっても通常枠で加点の上再審査されます。

## ③補助対象の特例

本来、発注や契約などは交付決定後ですが、交付決定前であっても事務局の「事前着手承認」の日以降の発注等の経費を対象とすることができる特例です。要件は、感染症の影響を乗り越えるための必要不可欠な緊急の設備・システム投資等であり、特別枠の申請者に限ります。

## ④対象経費の範囲拡大

設備等以外にこれまで対象外だった広告宣伝費や販売促進費などの営業関連費用も対象となります。

## ⑤「特別枠」の審査項目追加

「特別枠」では通常枠の審査項目に感染症対策の有効性が加えられます。

### （3）申請要件の緩和（達成期限の延期）

表中の「補助要件」ア、イ、ウ、の3項目について目標を1年間据え置きし翌年度から3～5年間の計画期間の達成で可となります。

### （4）事業再開枠の新設

「事業再開枠」として、消毒・マスク・間仕切り等の感染防止対策費が対象になります。補助金額は50万円を上限として上乗せでき、10/10の補助率となります。ただし、「事業再開枠」を申請できるのは、特別枠の採択者のみです。

## ■ご相談企業の場合の申請額は？

貴社は食品小売業で従業員が6名とのことなので、（小売業では5人以下が小規模事業者とされています）小規模事業者には当たらず、通常枠の場合は補助率が1/2です。ご検討中のEコマース事業は今回の感染症対応措置により、特別枠のB類型「非対面型ビジネスモデルへの転換」に該当するため、補助率は3/4に拡大しますので、

1,000万円の3/4である750万円が補助対象になります。

さらに、Eコマース事業を展開するにあたって広告宣伝費や販売促進費も補助対象となります。これら営業関連費用が100万円とすると、その3/4である75万円が対象となります。

従って、今回の場合の補助対象額は次のようになります。

$$\begin{aligned} & \text{システム投資費} \quad \text{営業関連費} \\ \text{補助申請可能額} &= (1,000 \text{ 万円} + 100 \text{ 万円}) \times 3/4 \\ &= \mathbf{825 \text{ 万円}} \\ & \text{(1,000万円以下のため全額が対象)} \end{aligned}$$

また、申請の要件である付加価値向上や賃上げ達成は1年間の据え置きができます。

事業再開枠は、食品小売業を対象業種としているため、消毒・マスク・間仕切り等の感染防止対策費用が最大50万円まで補助対象となります（通常枠、特別枠と別枠で補助）。

一方、特別枠で申請し不採択となっても通常枠で優先採択の可能性ががあります。

## ■審査について

これまで申請要件の改定についてご説明しましたが、感染症対応で審査が緩くなるということではありません。ものづくり補助金の基本的な考え方である経営革新への投資という観点は変更ありません。採択には、投資を行ったことで開始できる事業の革新性・優位性が重要であることは言うまでもありません。

## ■まとめ

感染症の緊急事態宣言の解除以後、徐々にものづくり補助金の申請を検討する事業所が増えています。経営支援施策を有効に活用して経営向上に役立てていきましょう。

（刀祢善光）